

# 宮城県公報

行 発  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

公安委員会

(人事課)

ページ

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十一年七月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十二号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二「宮城県歯科技工士試験委員」の項中

「宮城県歯科技工士試験委員」

を「宮城県歯科技工士試験委員」

とし、

「」を「歯科技工士国家試験」に改める。

別表第三「門前漁港の指定施設」の項中

「本吉郡本吉町」

を「

同」

」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。

## 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第8号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年7月14日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

本吉駐在所	本吉郡本吉町津谷館岡97番地の1
大谷駐在所	本吉郡本吉町大谷305番地

を

本吉駐在所	気仙沼市本吉町津谷館岡97番地1
大谷駐在所	気仙沼市本吉町大谷305番地

に改

める。

別表第4「仙台中央警察署の表大町交番」の項中「、滝ノ口」及び「、本丸」を削り、同表「岡駐在所」の項中「、川内大橋通」及び「、郷六(郷六山(60番地及び85番地))」を削り、同表「(越路)」を削る。

別表第4「仙台北警察署の表愛子交番」の項中「、栗生一丁目から栗生七丁目まで」を削り、「郷六(郷六山(60番地及び85番地))」を除く。下愛子、錦ヶ丘一丁目から錦ヶ丘九丁目まで、西花苑一丁目、西花苑二丁目、を「栗生一丁目から栗生七丁目まで、郷六、下愛子、西花苑一丁目、西花苑二丁目、錦ヶ丘一丁目から錦ヶ丘九丁目まで」に改める。

別表第4「気仙沼警察署の表南町交番」の項中「新町」の次に「、一景島」を、「本郷」の次に「、町裏」を加え、同表「赤岩」の項中「赤岩、若月、松崎」を「赤岩石兜、赤岩老松、赤岩大石倉、赤岩大滝、赤岩小田、赤岩上羽田、赤岩五駄鱈、赤岩四十二、赤岩杉ノ沢、赤岩高前田、赤岩館下、赤岩館森、赤岩泥ノ木、赤岩長柴、赤岩羽田、赤岩平貝、赤岩前田、赤岩牧沢、赤岩水梨子、赤岩港、赤岩宮口下、赤岩迎前田、赤岩物見、若月千岩田、若月台ノ沢、若月宝ヶ沢、若月寺沢、若月長平、

岩月簗沢、岩月星谷、松崎尾崎、松崎面瀬、松崎片浜、松崎浦田、松崎大萱、松崎外ヶ沢、松崎高谷、松崎立石、松崎上赤田、松崎上金取、松崎萱、松崎北沢、松崎五大鱈、松崎地生、松崎下赤田、松崎下金取、松崎鶴巻、松崎中瀬、松崎猫荆、松崎馬場、松崎前浜、松崎丸森、松崎柳沢、物倉山」に改め、同表新月駐在所の項中「瘰癧」を「瘰癧」に、「新田、新聞根、新台」を「新聞根、新台、新田」に改め、同表階上駐在所の項中「最知、長磯、波路上」を「最知荒沢、最知川原、最知北最知、最知南最知、最知森合、長磯赤貝、長磯後沢、長磯浜、長磯原、長磯原ノ沢、長磯船原、長磯前林、長磯牧通、長磯森、長磯大窪、長磯七半沢、長磯下原、長磯鳥子沢、長磯中原、長磯二本松、波路上明戸、波路上岩井崎、波路上後原、波路上内田、波路上内沼、波路上崎野、波路上杉ノ下、波路上瀬向、波路上野田、波路上原、波路上牧、波路上向田、波路上向原」に改め、同表大島駐在所の項中「大初平」の次に「、大前見島」を、「亀山」の次に「、小前見島」を加え、「横沼、要害」を「要害、横沼」に改め、同表唐桑駐在所の項中「東舞板」を「東舞根」に改め、同表小原木駐在所の項中「載釣」を「載釣」に改め、同表本吉駐在所の項中「本吉郡本吉町」を「気仙沼市」に、「泉」を「本吉町（泉）」に改め、「狩獺」の次に「、川原」を加え、「蕨野」を「蕨野」に改め、同表大谷駐在所の項中「本吉郡本吉町」を「気仙沼市」に、「赤牛」を「本吉町（赤牛）」に、「山谷」を「山谷」に改める。

附 則

この規則は、平成21年9月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定（気仙沼警察署の表本吉駐在所の項の改正規定（「狩獺」の次に「、川原」を加える部分を除く。）及び大谷駐在所の項の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。